平成３０年（フ）第４２号
埼玉県朝霞市膝折町２丁目９番３―303号
債務者　清水　清治
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１６１号
さいたま市桜区道場２丁目14番30号　ルミエール武蔵野101、旧住所さいたま市桜区栄和１丁目22番12号　サンコーハイツ１―106
債務者　新井　久男
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８３７号
川崎市高津区新作４丁目７番17号　新作第２荘
債務者　鈴木三枝子
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８５７号
川崎市川崎区大師河原２丁目５番７―301号
債務者　後藤　和美
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８５９号
川崎市川崎区桜本１丁目10番10号　多田方
債務者　山崎　倫代（旧姓折田）
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８７３号
東京都板橋区赤塚４丁目33番24号　サウス・サウザンド西高島平206、申立時の住所川崎市川崎区南町３番地２　ジェノヴィア川崎駅グリーンヴェール　607
債務者　清水　綾佳
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８７７号
川崎市高津区末長４丁目19番33―403号　アドミラル新城
債務者　犬走　俊介
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８８５号
川崎市川崎区観音２丁目21番５―202号　エミネンス須山
債務者　葛西　恵里
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１２号
川崎市多摩区枡形２丁目７番15―603号
債務者　山下　大樹
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第３６号
川崎市幸区小向町１番４号　コムカイレジデンス　205
債務者　小倉　健太
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第４２号
川崎市麻生区金程１丁目39番９号　ビバリーハイツ　202
債務者　荒巻　　尊
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第４８号
川崎市川崎区大島１丁目17番６―102号　クリオ川崎東壱番館
債務者　濱松眞理子
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第８８号
川崎市中原区上小田中１丁目６番34号　北ハイツ　201
債務者　森　　初音（旧姓稲見）
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第９号
三重県松阪市稲木町1115番地
債務者　岩崎　由美
1　決定年月日時　平成30年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２９年（フ）第１１５６号
堺市中区平井563番地39
債務者　西口　敬三
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１０号
堺市中区福田603番地　14―203号
債務者　清水久美徳
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係